

新成井浄水場新設工事

実施方針（案）

令和 7 年 6 月

広島県水道広域連合企業団

目次

はじめに.....	1
用語の定義.....	2
第1章 本工事の概要.....	3
1 工事内容に関する事項.....	3
(1) 工事名称.....	3
(2) 公共施設等の管理者の名称.....	3
(3) 工事場所.....	3
(4) 事業形態.....	3
(5) 本工事に関連する主な法令等.....	3
2 対象施設.....	4
(1) 施設の概要.....	4
(2) 施設等整備の要件.....	9
第2章 入札に参加する者に必要な資格に関する事項.....	11
1 入札参加者の構成等.....	11
(1) 入札参加者の構成等.....	11
(2) 想定する業種別の分担工事内容.....	12
2 参加資格要件.....	12
(1) 全ての構成員に必要な資格.....	12
(2) 施工を担う構成員に必要な資格.....	13
(3) 設計を担う構成員に必要な資格.....	14
(4) 入札に参加する者に必要な資格の確認.....	15
第3章 審査及び選定に関する事項.....	15
1 提案内容の審査及び落札者の選定方法.....	15
(1) 提案内容の審査.....	15
(2) 評価結果等の公表.....	15
(3) 落札者決定基準の主な着眼点.....	15
2 落札者の選定スケジュール.....	16
第4章 提出書類の取扱い.....	17
1 技術提案書の使用及び保護.....	17
2 特許権等.....	17
第5章 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項.....	17
1 基本的な考え方.....	17
2 予想されるリスクと責任分担.....	17
第6章 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項.....	17
第7章 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項.....	17
1 受注者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合.....	17
(1) 発注者による是正勧告及び契約の解除.....	17

(2) 契約解除に伴う損害	18
2 発注者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合	18
(1) 受注者による事業契約解除	18
(2) 契約解除に伴う損害	18
3 その他の事由により事業の継続が困難となった場合	18
第8章 その他	18
1 予定価格	18
(1) 予定価格の公表	18
(2) 低入札価格調査等	18
2 入札及び契約手続等	18
(1) 入札保証金	18
(2) 契約保証金	18
3 入札に伴う費用負担	19
4 情報公開及び情報提供	19
5 問い合わせ先	19
6 その他	19

別紙1 リスク分担表

はじめに

水道企業団は、将来にわたり水道サービスを持続可能なものとするため、スケールメリットによる経営基盤の強化や人材の確保を推進することとし、広島県内 14 市町と県により令和 4 年 11 月に設立し、経営する水道事業等の目指す姿と目指す姿の実現に向けた取組について、地方自治法 291 条の 7、当水道企業団規約第 5 条の規定により「広島県水道広域連合企業団広域計画」（令和 5 年 1 月）（以下、「広域計画」という。）を策定した。

広域計画において、自然流下による水運用が可能な河川流域と広域水道である水道用水供給事業の整備状況を踏まえて設定したエリアごとに、将来の水需要を見据えた上で、広域的な施設の再編整備を行うこととしており、太田川エリアにおいて本工事を計画している。

本工事は、成井浄水場及び中通浄水場を廃止し、新成井浄水場として集約するものであり、クリプトスポリジウム対策等の水の安定供給、河川の氾濫、高潮及び地震時の津波に伴う浸水対策、耐震化等の危機管理対策を図ることを目的とする。

また、成井配水池及び中通配水池を廃止し、新成井配水池に集約のうえ両水系へ配水するとともに、竹原市域の応急補給拠点（緊急遮断弁や給水車用給水栓などを設け、給水車に飲料水を補給するための拠点）として整備する。

【本浄水場のコンセプト】

1 良質な水を安定的に供給ができる浄水場

安全で安定した給水ができる浄水場を目指します。

2 強靱な浄水場

地震や豪雨災害等の自然災害が発生したとしても、水運用を継続できる強靱な浄水場を目指します。

3 非常時に水運用可能な施設・設備整備

バックアップ機能の強化や応急補給拠点として整備することで非常時でも水運用が可能な浄水場・配水場を目指します。

この実施方針は、本工事を設計・施工一括発注方式（以下「DB方式」）により実施する受注者の選定を行うにあたって、実施に関する方針を定めるものである。

用語の定義

用語	定義
水道企業団	広島県水道広域連合企業団をいう。
本工事	新成井浄水場新設工事をいう。
入札参加グループ	本工事への入札参加に対して複数の企業で構成される入札参加グループをいう。
入札参加者	本工事の入札に参加する単独企業及び入札参加グループをいう。
構成員	入札参加グループを構成する者をいう。
発注者	広島県水道広域連合企業団 企業長をいう。
落札者	入札参加者のうち、発注者と建設工事請負契約の締結を予定する者として、発注者が決定した者をいう。
落札者決定基準	価格及び価格以外のその他の要素を総合的に評価するため、評価基準、評価の方法及びその他の基準を定めたもの。
受注者	発注者と建設工事請負契約を締結し、本工事を実施する者をいう。

第 1 章 本工事の概要

1 工事内容に関する事項

(1) 工事名称

新成井浄水場新設工事

(2) 公共施設等の管理者の名称

広島県水道広域連合企業団 企業長 湯崎 英彦

(3) 工事場所

新成井浄水場 : 竹原市下野町 2152

中通浄水場 : 竹原市下野町 3017-5

新成井配水池 : 竹原市下野町 1999 外

導水管、送水管 : 竹原市下野町 3017-5 から竹原市下野町 2152 まで

(4) 事業形態

① 事業方式

本工事は、受注者が設計業務、施工業務を一括して実施する D B 方式とする。

② 対象業務範囲

本工事において、受注者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。詳細は、要求水準書による。

ア 設計業務

a 調査・測量業務

b 実施設計業務

イ 施工業務

③ 落札候補者選定方式

総合評価落札方式（高度技術提案型）

④ 本工事のスケジュール（予定）

・ 建設工事請負契約締結 : 令和 8 年 3 月

・ 工事期間（設計を含む） : 令和 8 年 3 月～令和 14 年 2 月（総合試運転期間を含む）

(5) 本工事に関連する主な法令等

本工事を実施するにあたり、遵守すべき法規制及び適用される基準等については、要求水準書による。

2 対象施設

(1) 施設の概要

① 既存施設

本工事の対象施設の給水区域図を図 1.1 に示す。

本工事の対象施設の位置図を図 1.2 に示す。

施設概要及びフローを図 1.3 及び図 1.4 に示す。

施設配置図を図 1.5 に示す。

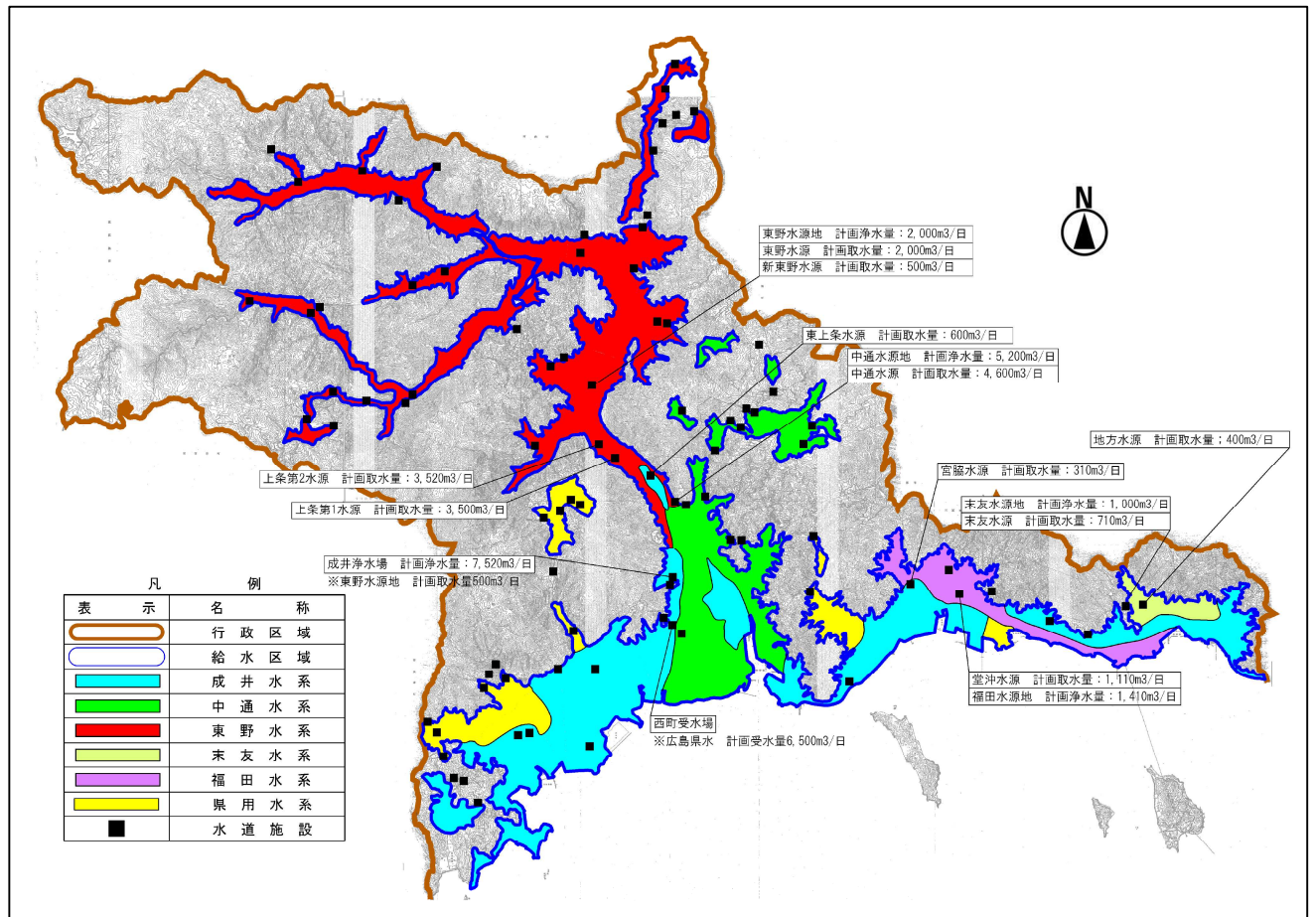


図 1.1 給水区域図

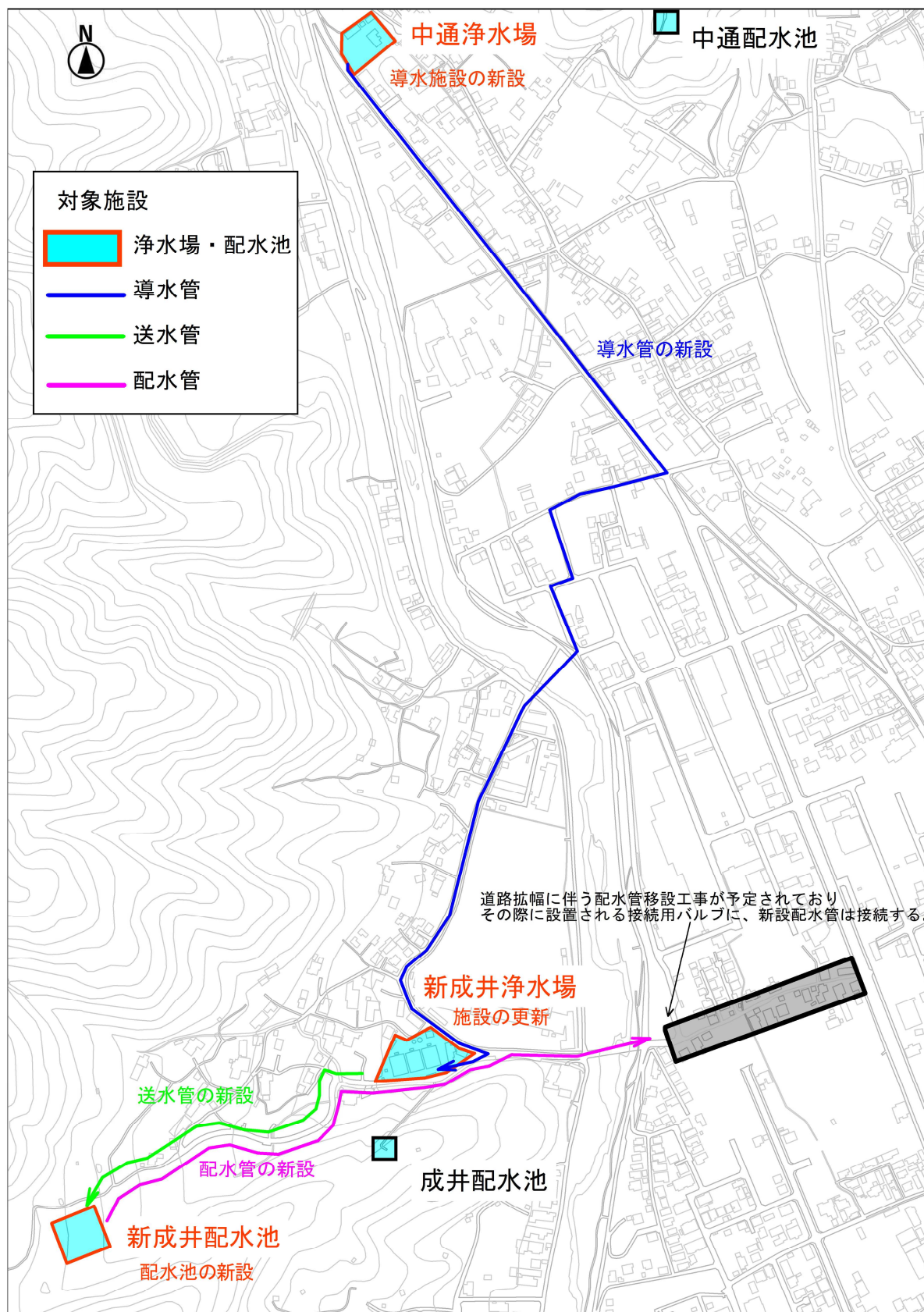
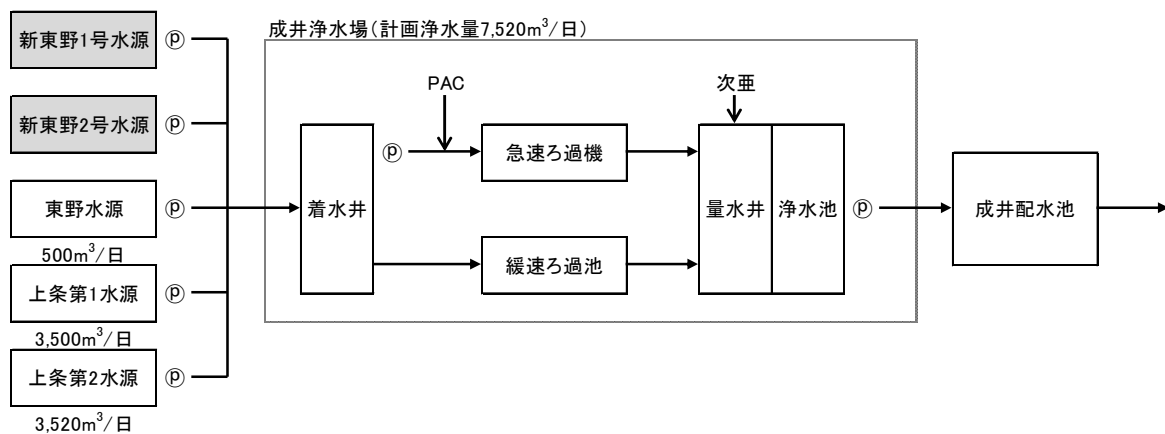


図 1.2 位置図（今回業務範囲）

	施設		仕様	数量(予備)	水位
取水	東野水源	取水井	RC造 内径3.5m×深13.3m		NWL=+14.70m LWL=+8.60m
		取水ポンプ	φ200mm×3.1m ³ /min×25.0m×22kw	2台	
	新東野水源	取水井(1号)	RC造 内径3.0m×深25.0m		
		取水ポンプ(1号)	水中モーターポンプ φ50mm×0.251m ³ /min×43.0m×3.7kw	1台	
		取水井(2号)	RC造 内径3.0m×深17.0m		
		取水ポンプ(2号)	水中モーターポンプ φ50mm×0.416m ³ /min×43.0m×5.5kw	1台	
	上条第1水源	取水井	RC造 内径3.5m×深さ14.4m		NWL=+6.65m LWL=+1.87m
		取水ポンプ	水中モーターポンプ φ200mm×2.44m ³ /min×25.0m×30kw	2台(1台)	
浄水	成井浄水場	取水井	RC造 内径3.5m×深さ13.0m		NWL=+7.71m LWL=+1.78m
		取水ポンプ	水中モーターポンプ φ200mm×2.44m ³ /min×35.0m×30kw	2台(1台)	
		着水井	RC造 巾2.5m×長5.0×深2.5m	1池	HWL=+8.90m
		緩速ろ過池	RC造 巾18.0m×長24.0m 432m ² /池	3池(1池)	HWL=+7.50m LWL=+6.20m
		急速ろ過機	23.4m ² /基	2基(1基)	
		量水井	RC造 巾2.5m×長5.5m×深2.5m	1池	HWL=+6.50m
		塩素滅菌器	P.V.P型 500g/H	2台(1台)	
		浄水池	RC造 巾4.0m×長16.5m×深3.2m 200m ³	1池	HWL=+5.75m LWL=+2.55m
送水	成井浄水場	管理事務所	RC造 56坪		
		送水ポンプ	両吸込渦巻ポンプ φ200mm×3.5m ³ /min×62m×65kw	3台(1台)	
配水	成井配水池		RC造 14.0m×14.0m×3.7m 1,400m ³	2池	



※新東野1号水源及び新東野2号水源からの融通が行えるよう導水管が整備されているが、常時は成井浄水場には導水しない。

図 1.3 既存施設概要及びフロー（成井浄水場・成井配水池）

	施設		仕様	数量(予備)	水位
取水	中通水源	取水井	RC造 内径3.0m×深16.0m	1井	NWL=+3.50m LWL=-6.40m
		取水ポンプ	水中タービンポンプ φ200mm×2.5m ³ /min×15.0m×11kw	3台(1台)	
	東上条水源	鑿井	ウェルスクリーン工法 内径0.75m×深16.0m		NWL=+5.80m LWL=-1.00m
		取水ポンプ	水中モーターポンプ φ200mm×2.7m ³ /min×25.0m×19kw	1台	
浄水	中通浄水場	量水井(No.1)	RC造 巾1.66m×長4.09m×深1.05m	1池	HWL=+6.55m
		量水井(No.2)	RC造 巾2.40m×長4.10m×深1.10m	1池	HWL=+6.55m
		浄水池	RC造 巾3.7m×長6.9m×深2.8m 50m ³	1池	HWL=+5.75m LWL=+2.95m
		管理棟	RC造 398.25m ²		
		塩素滅菌器	DV型 900g/H	2台(1台)	
		受矢滅菌器	次亜定量注入型 34cc/min	2台(1台)	
送水	中通浄水場	送水ポンプ(No.1)	片吸込渦巻ポンプ φ200mm×2.4m ³ /min×64m×45kw	1台	
		送水ポンプ(No.2)	両吸込渦巻ポンプ φ250mm×5.0m ³ /min×64m×90kw	2台(1台)	
配水	中通配水池		RC造 13.8m×10.3m×3.7m 1,000m ³	2池分割	HWL=+59.00m LWL=+55.30m

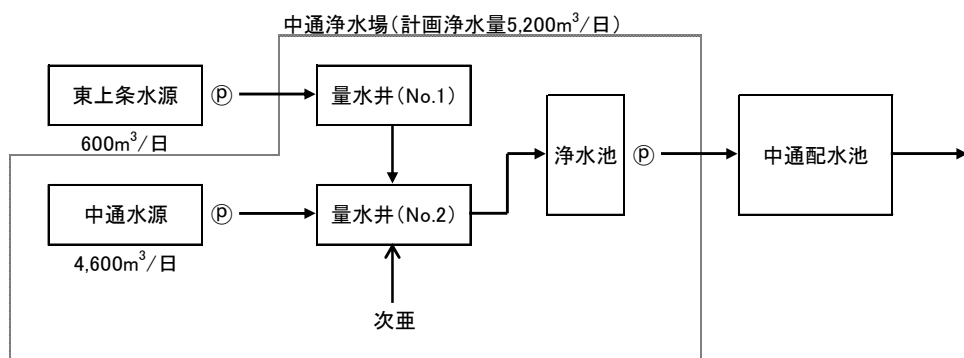


図 1.4 既存施設概要及びフロー (中通浄水場)

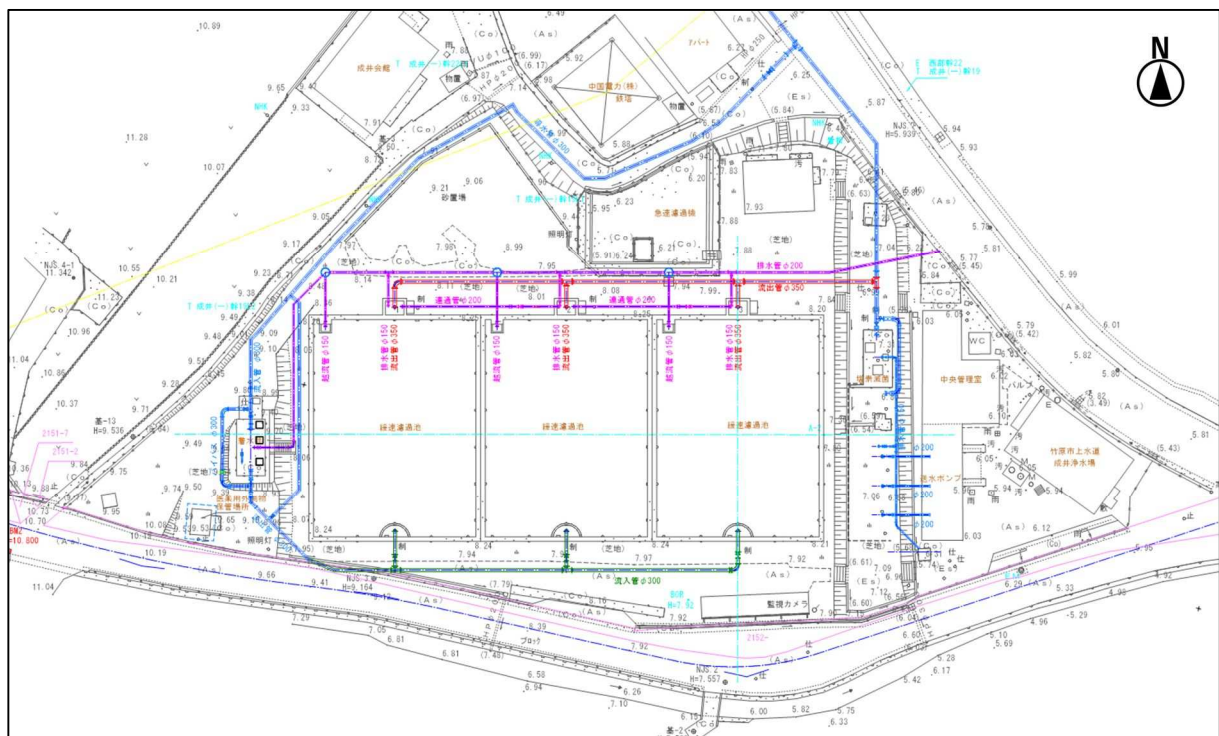


図 1.5 既存施設配置（成井浄水場）

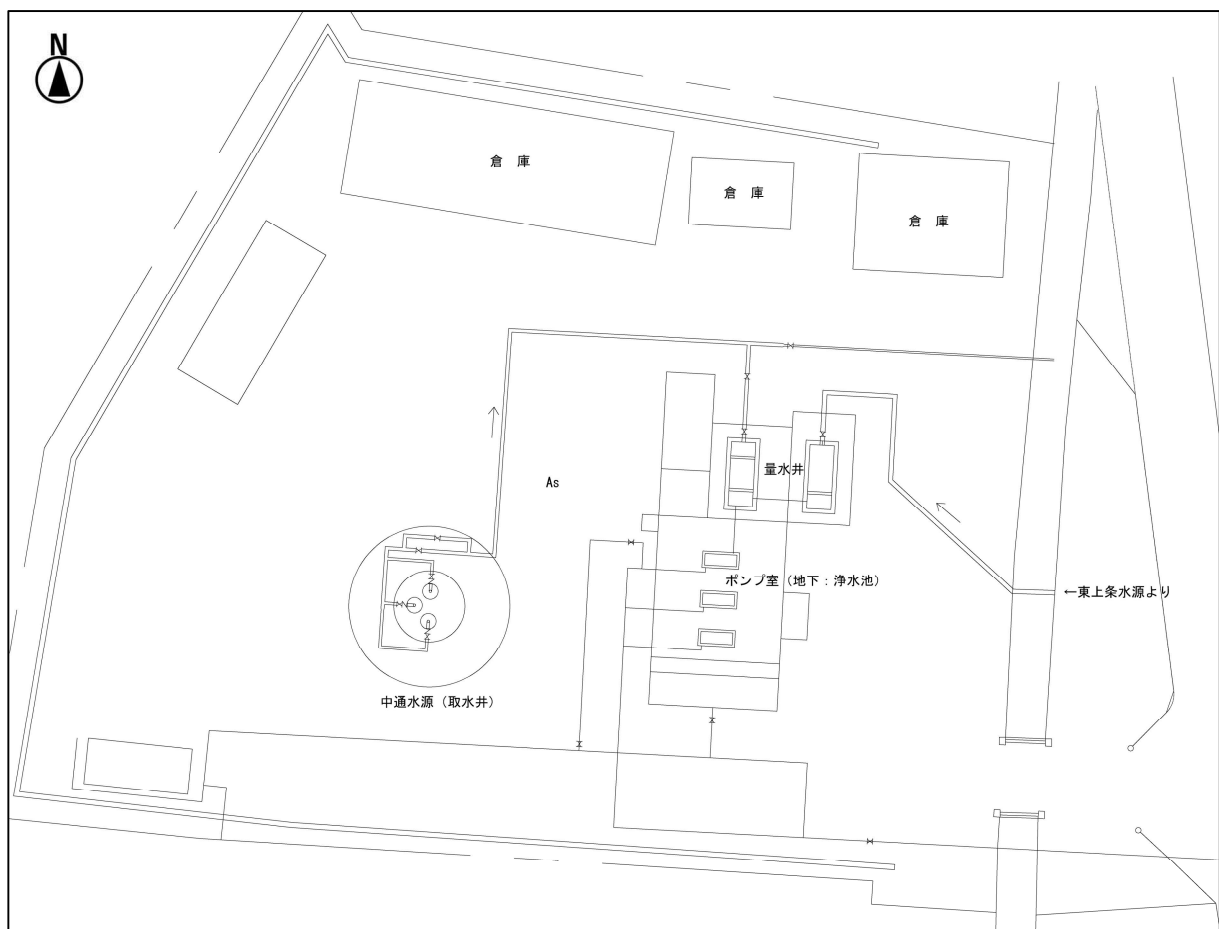
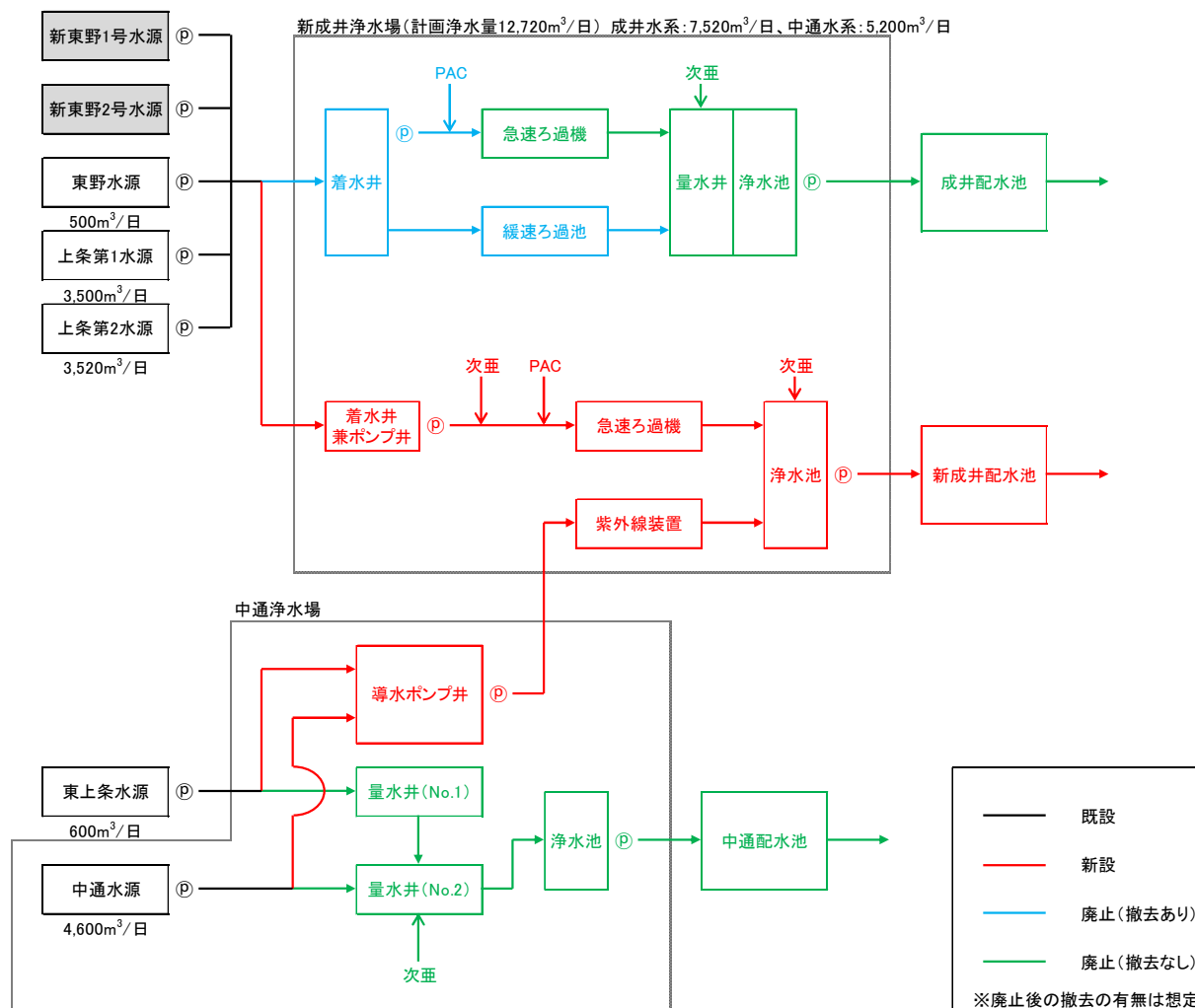


図 1.6 既存施設配置（中通浄水場）

② 整備対象施設

本事業で整備する主な施設及び施設フロー案は図 1.7 に示す。なお、詳細については要求水準書で示す。



※新東野1号水源及び新東野2号水源からの融通が行えるよう導水管が整備されているが、常時は成井浄水場には導水しない。

図 1.7 整備対象施設及び整備後の施設フロー（案）

（2）施設等整備の要件

主な整備対象施設の整備前後の施設能力及び浄水処理方法は、表 1.1 及び表 1.2 に示す。

表 1.1 整備前後の施設能力及び浄水処理方法

対象施設	項目	整備前	整備後
成井浄水場	計画一日最大浄水量	7,520 m ³ /日	廃止
	浄水処理方法	緩速ろ過	廃止
中通浄水場	計画一日最大浄水量	5,200 m ³ /日	廃止
	浄水処理方法	消毒	廃止
新成井浄水場	計画一日最大浄水量	—	12,720 m ³ /日
	浄水処理方法	—	急速ろ過（成井） ＋ 紫外線処理（中通）
成井配水池	施設容量	1,400 m ³	廃止
中通配水池	施設容量	1,000 m ³	廃止
新成井配水池	施設容量	—	4,000 m ³

※成井配水池及び中通配水池の撤去は本事業の対象としない。

表 1.2 新成井浄水場 計画浄水量

項目	新成井浄水場 計画浄水量（m ³ /日）		
	成井水系	中通水系	合計
最大	7,520	5,200	12,720
平均	6,100	3,200	9,300
最小	3,200	2,500	5,700

第2章 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

1 入札参加者の構成等

入札参加者は、単独もしくは入札参加グループとする。また、入札参加グループを構成する者を「構成員」とする。

(1) 入札参加者の構成等

入札参加者の構成等は以下のとおりとする。

- ① 入札参加グループは、設計及び施工を担う構成員により構成されることを基本とし、次に掲げる資格要件を全て満たした異なる業種の設計及び施工を分担する構成員により結成される共同企業体（以下、「異業種特定建設共同企業体」）とする。
- ② 異業種特定建設共同企業体は、業種毎であらかじめ工区に分割して、各構成員がそれぞれ分担した工事について責任を持って施工する分担施工方式（以下、「乙型特定建設共同企業体」）とする。
- ③ 入札参加グループの構成員の数は任意とするが、各々の構成員は本工事の実施に関して適切な役割を担うこと。ただし、1者で参加資格要件を満たす複数の業種を兼ねることはできないものとする。
- ④ 入札参加グループの構成員は、他の入札参加グループの構成員になることはできない。
- ⑤ 施工を担う構成員は、業種毎に共同施工方式による特定建設共同企業体（以下、「甲型特定建設共同企業体」）を結成することができるものとし、取り扱いについては広島県水道広域連合企業団特定建設共同企業体取扱要綱（以下、特定建設共同企業体取扱要綱）を準用する。ただし、構成員数については、入札公告時に示す。
- ⑥ 業種毎の甲型特定建設共同企業体の代表者は、より大きな施工能力を有する者とする。ただし、等級の異なる者の間では、上位等級の者とする。また、代表者の出資比率は、構成員中最大であるものとする。
- ⑦ 施工を担う構成員において、広島県内に主たる営業所を有し、広島県の令和7・8年度建設工事等入札参加資格者名簿に登録されている者（以下、「県内業者」という。）を1者以上含めること。
- ⑧ 設計を担う構成員数は任意とする。
- ⑨ 入札参加グループは、施工を担う構成員（甲型特定建設共同企業体の場合は業種毎の代表者）の中から1者を入札参加グループの代表者として定め、代表者が入札参加資格の申請及び手続きを行う。
- ⑩ 入札参加グループの代表者は、入札参加資格確認申請書の提出時に代表構成員及び構成員の事業者名並びに携わる設計（測量業務、建築関係建設コンサルタント業務、地質調査業務、土木関係建設コンサルタント業務）及び施工（土木一式工事、建築一式工事、水道施設工事、機械器具設置工事、電気工事）の分野又は業種について明らかにすること。
- ⑪ 入札参加グループの代表者の変更は、原則として認めない。
- ⑫ 入札参加資格確認申請書の提出後、構成員の変更は、原則として認めない。

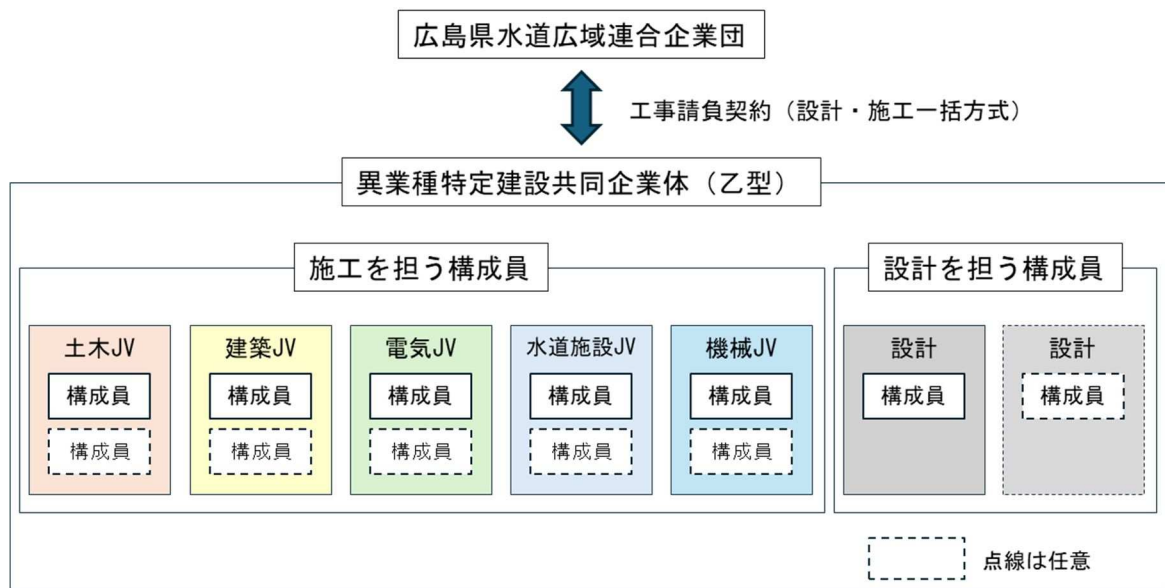


図 2.1 入札参加者の構成（イメージ）

（２）想定する業種別の分担工事内容

① 土木一式工事

新成井浄水場、中通水源地、新成井配水池に係る土木工事、及び管路工事

② 建築一式工事

新成井浄水場、中通水源地、新成井配水池に係る建築工事

③ 電気設備工事

新成井浄水場、中通水源地、新成井配水池に係る電気工事、及び中央監視設備（広域運転監視システムを含む）

④ 水道施設工事

新成井浄水場に係る水処理設備工事

⑤ 機械器具設置工事

新成井浄水場及び中通水源地に係る導水・送水ポンプ設備工事

2 参加資格要件

（１）全ての構成員に必要な資格

① 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

② 広島県又は広島県水道広域連合企業団建設業者等指名除外要綱第 2 条第 1 項に規定する指名除外（以下「指名除外」という。）、広島県又は広島県水道広域連合企業団発注工事における下請負の制限基準 2 に規定する下請制限（以下「下請制限」という。）、広島県又は広島県水道広域連合企業団発注工事等における暴力団排除のための契約制限要綱第 4 条に規定する契約制限（以下「契約制限」という。）、広島県又は広島県水道広域連合企業団建設工事における低入札価格調査制度事務取扱要綱（令和 5 年 4 月 1 日施行。以下「低入札要綱」という。）第 10 条第 2 項第 2 号の規定に該当したことによる入札参加の制限の対象となっていないこと。

③ 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 28 条第 3 項又は第 5 項の規定による営業停止処分

(本件入札に参加し、又は本件工事の受注者となることを禁止する内容を含まない処分を除く。)を受けていないこと。

- ④ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づいて更生手続開始の申立てがなされている者及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づいて再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、広島県知事が別に定める手続きに基づいて入札参加資格の再認定を受けていること。
- ⑤ 他の入札参加希望者(自らを構成員とする特定建設工事共同企業体の他の構成員を除く。以下同じ。)と次のいずれの関係にある者でもないこと。
 - ア 他の入札参加希望者の親会社(会社法第2条第4号の親会社をいう。以下同じ。)
 - イ 他の入札参加希望者の子会社(会社法第2条第3号の子会社をいう。以下同じ。)
 - ウ 他の入札参加希望者の親会社の子会社
 - エ 役員又は管財人(会社更生法第67条の管財人及び民事再生法第64条の管財人をいう。以下同じ。)が他の入札参加希望者の役員又は管財人を兼ねている者
 - オ その他、他の入札参加希望者と前記アからエまでのいずれかと同視しうる資本関係又は人的関係にある者
- ⑥ 本工事の選定に係るアドバイザー業務に関係している者(株式会社NJS及び西村あさひ法律事務所・外国法共同事業)や他の入札参加者との間に次の資本関係又は人的関係がない者であること。
 - ・資本関係
 - ア) 親会社(会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。)と子会社(会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。)の関係にある場合。
 - イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。
 - ・人的関係
 - ア) 一方の会社の役員(会社法第329条第1項の規定による役員をいう。ただし、社外取締役及び社外監査役の場合を除く。以下同じ。)が他方の会社の役員を現に兼ねている場合。

(2) 施工を担う構成員に必要な資格

- ① 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定に基づく土木一式工事、建築一式工事、電気工事、水道施設工事、機械器具設置工事において、各々分担する業種の特定建設業の許可を受けていること。
- ② 広島県の令和7・8年度建設工事等競争入札参加有資格業者名簿に各業種で登録されていること。
- ③ ②の資格の認定に係る格付けの等級が、単体の場合は各業種においてAであること。甲型特定建設共同企業体を結成する場合は、特定建設共同企業体取扱要綱に基づき入札公告時に示す。
- ④ 土木一式工事を分担する代表者は、直近15年以内に、上水道事業、工業用水道事業又は下水道事業のコンクリート構造物の更新又は新設工事の実績があるもの。(維持・修繕工事を除く)
- ⑤ 水道施設工事を分担する代表者は、直近15年以内に、上水道事業又は工業用水道事業の

施設能力 6,000 m³/日以上急速ろ過施設の更新又は新設工事の実績があるもの。(維持・修繕工事を除く)

- ⑥ 機械器具設置工事を分担する代表者は、直近 15 年以内に、上水道事業、工業用水道事業又は下水道事業のポンプ設備の更新又は新設工事の実績があるもの。(維持・修繕(分解整備を含む)工事を除く)
- ⑦ 電気工事を分担する代表者は、直近 15 年以内に、上水道事業、工業用水道事業又は下水道事業において電気設備の新設又は更新工事であるもの。(維持・修繕工事は除く)
- ⑧ 業種毎の元請施工実績については、公共工事等に限る。
- ⑨ 特定建設共同企業体又は経常建設共同企業体の構成員としての元請施工実績においては、原則として出資比率 20%以上の場合のものとする。
- ⑩ 当該工事の業種に係る年間平均完成工事高(業種毎に甲型特定建設共同企業体を結成する場合は、業種毎の構成員全員の総額)が、一定の金額以上であること。金額は入札公告時に示す。
- ⑪ 建設業法に従い、監理技術者又は主任技術者を専任で配置すること。なお、参加資格確認申請書の受付を行う日から起算して 3 ヶ月以上前から直接的な雇用関係にあること。
- ⑫ 監理技術者又は主任技術者の専任期間については、土木工事共通仕様書(広島版)による(「工事」を「分担する工事」に読み替える。)ところのほか、入札参加グループの代表者が配置する技術者は、工事全体の完成後、検査が終了し、引渡しを受けるまでの期間とする。

(3) 設計を担う構成員に必要な資格

設計を担う構成員は次の要件を全て満たす者とする。

- ① 広島県の令和 7・8 年度測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格者名簿に「測量(測量一般)」、「建築関係建設コンサルタント(建築一般)」、「地質調査(地質調査)」及び「土木関係建設コンサルタント(上水道及び工業用水道)」のうち、分担する業務に係る分野及び部門が登録されていること。
- ② 「土木関係建設コンサルタント」については、①の資格の認定に係る格付けの等級が A であること。
- ③ 「土木関係建設コンサルタント」について、次に掲げるいずれかの要件を満たす設計技術者及び照査技術者(以下「配置予定設計技術者」という。)を本件工事の設計業務が終了し、検査が終了し、引渡しを受けるまでの間、各 1 人以上配置できること。
 - ア 技術士法による技術士(上下水道部門：上水道および工業用水道)の資格を有する技術者
 - イ R C C M(選択部門が上水道及び工業用水道)の資格を有する技術者
- ④ 「土木関係建設コンサルタント」について、配置予定設計技術者にあつては、直接的かつ恒常的な雇用関係にあるものでなければならない。
- ⑤ 「土木関係建設コンサルタント」について、直近 10 年以内に、上水道事業又は工業用水道事業の急速ろ過施設の更新又は新設工事に係る実施設計業務の実績があるもの。
なお、設計を担う構成員が複数ある場合は、浄水場の水処理設備に係る実施設計を行う者が満たすこと。
- ⑥ 建築関係建設コンサルタントについて、建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)第 2 条第 2

項に規定する一級建築士の資格を有する技術者を、設計技術者として本件工事の設計業務が終了し、検査が終了し、引渡しを受けるまでの間、1人以上配置できること。

(4) 入札に参加する者に必要な資格の確認

発注者は、入札参加希望書等の審査を行い、「第2章 入札に参加する者に必要な資格」に示す資格要件を満たしていることが確認できる場合はその者が資格要件を満たしている旨の決定をし、資格要件を満たしていることが確認できない場合は、その者が資格要件を満たしていない旨の決定するものとする。入札参加資格の確認基準日は入札参加資格確認申請書類の提出締切日とする。

ただし、本工事の入札参加希望書の提出後、特定共同企業体の構成員の一部について会社更生法に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て若しくは破産の申立てがあり、又は指名除外措置の対象になる等やむを得ない理由により特定共同企業体を脱退することとなった場合、脱退する構成員以外の構成員は、公告に定める期限にかかわらず、代わる構成員を補充して新たに特定共同企業体を結成した上で、改めて入札参加希望書を提出することができる。

この場合の入札参加希望書の提出は、現に提出している入札参加希望書の取下げと併せて行うものとし、その提出期限は、入札に参加する者に必要な資格の確認通知を行う日までとする。

第3章 審査及び選定に関する事項

1 提案内容の審査及び落札者の選定方法

本工事の入札手続きは、次のとおり実施することを予定する。

(1) 提案内容の審査

本件入札は、広島県水道広域連合企業団建設工事総合評価落札方式実施要領に基づき、設計及び施工に係る技術提案を求め、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式によって行う。なお、評価手順及び評価方法についての詳細は別途公表する落札者決定基準にて示す。

(2) 評価結果等の公表

企業団建設工事の入札及び契約に係る情報の公表に関する規則の規定により、落札者決定基準、入札者の入札価格及び評価値について閲覧等により公表する。

(3) 落札者決定基準の主な着眼点

落札者決定基準は入札公告で示すが、現時点では、次の着眼点を例とした技術提案を求めることを検討している。

(着眼点の例)

- ・浄水場の水処理機能
- ・施設の維持管理性、付加機能性、平常時及び非常時の安定性
- ・コスト削減（ライフサイクルコスト全体）
- ・設計・施工に係る体制、地域の精通性及び施工管理の方法

2 落札者の選定スケジュール

落札者の選定にあたってのスケジュール（案）を次表に示す。なお、スケジュールは今後変更が生じることがある。

表 3.1 落札者の選定スケジュール（案）

実 施 事 項	日 程
公告・入札説明書等の公表	令和7年8月
入札説明書等に関する質問、意見の受付	令和7年8月～ ※2か月程度
入札説明書等に関する質問の回答公表	令和7年8月～
入札参加資格確認申請書類の受付	令和7年8月
現地見学会	令和7年8月～
入札参加資格確認通知の送付	令和7年9月
技術提案書類の受理	令和7年10月
技術提案に係る技術的対話、審査	令和7年11月
再技術提案書・見積書の受理	令和7年12月
再技術提案に係る審査、採否に関する通知	令和7年1月
入札書受理、開札	令和8年2月
落札者決定	令和8年3月
建設工事請負契約の締結及び選定結果の公表	令和8年3月

第4章 提出書類の取扱い

1 技術提案書の使用及び保護

入札参加者から提出された技術提案書は公表しない。

落札者の技術提案書については、落札者決定に係る公表以降の設計及び建設工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、水道企業団が無償で利用できるものとする。ただし、知的財産権等の排他的権利を有する技術提案については、この限りではない。

2 特許権等

技術提案書に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている材料、工法、手法等を使用する場合は、その使用に関する一切の責任・費用を事業者が負担する。

第5章 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1 基本的な考え方

本工事においては、「民間資金等の活用による公共施設等の整備に関する事業の実施に関する基本方針」（平成12年総理府公示第11号）に示された「想定されるリスクをできる限り明確化した上で、リスクを最もよく管理することができる者が当該リスクを分担する。」との考えに基づきリスクを分担する。リスクを最もよく管理することができる者とは、業務を担う当事者であると考えられることから、発注者が行う業務に係るリスクは発注者が負担し、受注者が担う業務に係るリスクは受注者が負担することを原則とする。ただし、不可抗力等の当事者の責に帰すことのできないリスクについては、この限りでない。

2 予想されるリスクと責任分担

本工事で想定されるリスクにおける、発注者と受注者の責任分担を「別紙1」に示す。詳細については、入札公告等を公表する際に添付する建設工事請負契約約款（案）にて定める。

第6章 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合、発注者と受注者は誠意をもって協議し、協議が整わない場合は、建設工事請負契約約款に規定する具体的措置に従う。また、建設工事請負契約に関する紛争については、広島地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

第7章 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

1 受注者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

（1）発注者による是正勧告及び契約の解除

受注者の提供するサービスが、建設工事請負契約で定める本工事の要求水準を下回る場合、受注者の責めに帰すべき事由による債務不履行又はその懸念が生じた場合、発注者は受注者に対して是正勧告等を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることができる。

受注者が当該期間内に改善できない場合は、発注者は建設工事請負契約を解除することができる。

また、受注者が倒産又は受注者の財務状況が著しく悪化し、その結果、建設工事請負契約に基づく事業の継続が困難と合理的に考えられる場合においても、発注者は建設工事請負契

約を解除することができる。

(2) 契約解除に伴う損害

発注者は、(1) に示す建設工事請負契約の解除が発生した場合、解除によって生じた損害のうち合理的な範囲について受注者に請求することができる。

2 発注者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

(1) 受注者による事業契約解除

発注者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合、受注者は建設工事請負契約を解除することができる。

(2) 契約解除に伴う損害

受注者は、(1) に示す建設工事請負契約の解除が発生した場合、解除によって生じた損害のうち合理的な範囲について発注者に請求することができる。

3 その他の事由により事業の継続が困難となった場合

発注者及び受注者は、建設工事請負契約約款に定める事由ごとに、その責の所在に応じて適切に対応する。

第8章 その他

1 予定価格

(1) 予定価格の公表

本工事の予定価格は、広島県水道広域連合企業団入札事務処理要綱（事前審査型）に基づき、契約締結後に公表する。

(2) 低入札価格調査等

広島県水道広域連合企業団建設工事における低入札価格調査制度事務取扱要綱に基づき、本工事の入札における低入札価格調査を実施する。

2 入札及び契約手続等

(1) 入札保証金

落札者は、広島県水道広域連合企業団建設工事の入札保証に関する事務取扱要領第5に規定する入札保証金を支払わなければならない。ただし、本工事の入札に参加を希望する者が、同要領第5（2）の条件を満たし、建設工事請負契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときは、この限りではない。

(2) 契約保証金

受注者は、契約の締結と同時に、広島県水道広域連合企業団建設工事請負契約等における契約保証に関する事務取扱要領に基づき、保証を付さなければならない。

3 入札に伴う費用負担

入札参加者の技術提案書の作成等入札に伴う費用は、全て入札参加者の負担とする。

4 情報公開及び情報提供

本工事における情報提供は、適宜、水道企業団のウェブサイト等を通じて行う。

5 問い合わせ先

広島県水道広域連合企業団工務課工務グループ

(電話番号) 050-3785-2890

(電子メール) komu@union.hiroshima-water.lg.jp

6 その他

入札に関わる例規等は、入札公告時点で最新のものを適用するものとする。

リスク分担保表

(凡例 ●：主、▲：従)

段階	リスクの種類		リスクの内容	リスク分担	
				発注者	受注者
共通	契約関連	入札条件	入札説明書、要求水準書等の記載内容の変更、誤記及び提示漏れによるもの	●	
		契約手続き	発注者の責めに帰すべき事由による契約締結の遅延、中止	●	
			受注者の責めに帰すべき事由による契約締結の遅延、中止		●
		終了手続き	契約終了手続きに伴う、諸費用の発生に関するもの		●
	制度関連	法制度	本工事に係る法制度の新設・変更によるもの	●	
			上記以外の法制度の新設・変更によるもの		●
		許認可等	発注者が手続きすべき許認可等の遅延によるもの	●	
			受注者が手続きすべき許認可等の遅延であって、受注者の事由によらないもの	●	
			受注者が手続きすべき許認可等の遅延であって、受注者の事由によるもの		●
		税制変更	消費税等の本工事に係る税制度の新設・変更によるもの	●	
			法人事業税、法人住民税等の受注者の利益に関する税制度の新設・変更によるもの		●
	社会	第三者賠償リスク	受注者が行う業務（設計・施工）により第三者に損害等を与えた場合及び契約不適合責任期間中の施設の契約不適合により第三者に損害等を与えた場合の賠償責任		●
			発注者の責めに帰すべき事由により第三者に損害等を与えた場合の賠償責任	●	
		住民対応	本工事の実施そのものに関する地元合意形成等に関するもの（発注者の提示条件又は指示によるものを含む）	●	
			受注者が行う業務（設計・施工）に関する地元合意形成等であって、受注者の責めに帰すべき事由によるもの		●
		環境問題	受注者の提案内容、業務に起因する環境問題に関するもの		●
			発注者の提示条件又は指示に起因する環境問題に関するもの	●	
	業務	想定外業務	第三者の加害行為（破壊、盗難、強盗、汚損、毒物混入、放火等）による、事業変更・施設運転停止・事業継続の不履行	●	▲※1
	安全	事故災害	受注者の責めに帰すべき事由による事故災害に関するもの		●
			上記以外の事由による事故災害に関するもの	●	
		安全確保	受注者が行う業務（設計・施工）における安全性の確保		●
			発注者が行う業務における安全性の確保	●	
	労務	教育・研修	関連経費及び予備要員の配置又は応援要員の確保		●
		不正犯罪	受注者従業員の不誠実行為等による業務停止、契約解除		●

段階	リスクの種類		リスクの内容	リスク分担	
				発注者	受注者
		情報漏洩	受注者の従業員による業務上知り得た秘密情報等の漏洩		●
			発注者の職員による受注者の従業員個人情報等の漏洩	●	
	資金	物価変動	工事期間中の物価変動	●	▲※2
		各種負担金	インフラ整備等に係る負担金（下水道受益者負担金等の企業団が負担すべきもの）	●	
		保険の付保	受注者が行う業務（調査・設計・工事）の各段階のリスクをカバーする保険に関するもの		●
	変更・中断	計画変更	発注者の責めに帰すべき事由による事業内容・用途の変更に 関するもの	●	
			原水水質の急変（施設の処理能力を超えた場合）	●	
		関係機関等 の調整	発注者の責めに帰すべき事由による事業の延期等に関するもの	●	
			受注者の責めに帰すべき事由による事業の延期等に関するもの（建築確認申請、電気・ガス事業者との調整等）		●
		事業の中断等	発注者の責めに帰すべき事由による事業の中断等	●	
			受注者の責めに帰すべき事由による事業の中断（受注者の経営破綻、又は受注者の提供するサービス水準が一定のレベルを下回った場合等）		●
		契約不履行	受注者の責めに帰すべき事由による契約不履行（受注者の整備した施設・設備の性能不足等）		●
		不可抗力	戦争、暴動、天災（風水害、地震、噴火等）、パンデミック他、通常の見込まれる範囲外のものであって、発注者及び受注者の双方の責めに帰すことのできない事由による中断等	●	▲※3

※1 受注者の管理義務の不履行等により発生したもの。

※2 一定の割合を超える費用負担は発注者、それ以外は受注者が負担する。

※3 基本的に発注者がリスク負担するが、不可抗力事象の内容に応じて協議し、受注者に一部負担を求める。

段階	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
			発注者	受注者
設計	測量・調査	発注者が実施した測量・地質調査に関するもの	●	
		遺産・遺跡の存在に関するもの	●	
		上記以外の測量・調査に関するもの		●
	実施設計	発注者の提案による設計条件の変更等によるもの	●	
		受注者の提案による変更又は受注者が実施した設計の不備によるもの		●
施工	用地	事業用地以外の建設工事に要する用地の追加的確保		●
		土壌汚染、地中障害物（残置廃棄物、不発弾等）、既存資料（地下埋設物、撤去対象施設等）及び現地で把握あるいは予見が不可能な地下埋設物に関するもの	●	
		既存資料及び現地で把握あるいは予見が可能な地下埋設物及び撤去対象施設に関するもの		●
	工事遅延	受注者の責めに帰すべき事由による工事の遅延		●
		上記以外の事由による工事の遅延	●	
	工事費増大	発注者の提示条件及び指示の不備・変更等による工事費の増大	●	
		上記以外の事由による工事費増大		●
	工事監理・工事現場管理	工事監理に関するもの	●	
		工事現場管理に関するもの		●
		上記以外で発注者において工事監理又は工事現場管理すべきもの	●	
	施設性能	施設の要求性能不適合、施工不良に関するもの		●
	施設の契約不適合責任	施設の契約不適合によるもの（契約不適合責任期間中）		●
		施設の契約不適合によるもの（契約不適合責任期間後）	●	